

長野県小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県小学生バレーボール連盟規約第19条により、長野県小学生バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）への団体登録及び個人登録について定める。

(チームの加盟)

第2条 チームの加盟登録は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という。）及び日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という。）が定める登録規程による。

- 2 本連盟に加盟登録しようとする団体は、JVAメンバー制度（以下「MRS」という。）にチーム登録を済ませ、所定の様式にて登録費と併せて申請するものとする。
- 3 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。
- 4 申請は随時行うことができる。

(チームへの加入)

第3条 チーム代表者はJVAに個人登録された選手（以下「JVAメンバー」という。）および指導者がチーム加入を希望した場合、承認し、所定の手続きを行わなければならない。

- 2 チーム代表者は、JVAメンバーにMRSのIDを必ず通知しなければならない。
(チーム代表者が代行登録した場合)

(登録構成員)

第4条 チームの登録構成員は、次のとおりとする。

- 2 選手の資格は次の各号のとおりとする。
 - (1) 長野県内の国・公・私立小学校及び各種学校に在籍し、あるいは在住している者で、4月1日現在12歳未満の者。
 - (2) JVAに個人登録を済ませた者であること。
 - (3) 登録は「小学生」のカテゴリー内において、一人一団体とする。
 - (4) 居住する都道府県以外で、MRS登録をする場合は、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方（二都道府県）の理事長に届出・報告を行うこと。
- 3 指導者は、JVAに個人登録を済ませ、宣誓書に署名を行い本連盟へ申請し受理され

た者であること。

(登録の効力)

第5条 JVAの定める登録規程に基づき手続きを行い、本連盟へ申請し受理された日からその効力を発生するものとする。

(効力の失効)

第6条 登録団体(チーム代表者)は、登録構成員が退団したときは、速やかに本連盟へ連絡しなければならない。

2 登録抹消の手続きは本連盟が行い、完了した日から効力を失う。

(移籍)

第7条 移籍とは、次の各号の行為をいう。

- (1) 登録構成員が所属するチームを退団し、別のチームに登録すること。
- (2) チームが解散し、そのチームに所属していた登録構成員が別のチームに登録すること。
- (3) チームが解散し、そのチームに所属していた登録構成員が新たに登録したチームに登録すること。

2 本連盟に加盟するチーム間における選手の移籍に関する手続きは次のとおりとする。

- (1) 移籍を希望する選手は、移籍前チームと移籍先チーム(以下「両チーム」という。)のチーム代表者へ申し出るとともに選手移籍届(以下「移籍届」という。)を提出する。
- (2) 選手から移籍届を提出された両チームの代表者は迅速に移籍届を確認し、両チームが所属する支部の支部長へ提出する。
- (3) 両チームの代表者から移籍届を提出された支部長は迅速に移籍届を確認し、支部登録事務担当者を通じて本連盟に届け出ること。

3 他のチームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録できない。

4 他の都道府県への移籍については、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方の理事長に届出・報告を行うこと。

(競技会への参加)

第8条 日小連または本連盟の主催または主管する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければならない。

- 2 本連盟が主催または主管する競技会において、他のチームから移籍した者は、チームの登録構成員として承認されても、同一大会期間中（予選から県大会）は出場することはできない。
- 3 新規登録選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においても、登録選手数が定数に満たない場合、競技会へ参加することができる。
- 4 競技会への参加は、その競技会の開催要項に準ずる。

（罰則）

第9条 登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規程に反したとき、または合法的ではあってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは、一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。

（その他）

第10条 本規程に規定がないものについては、JVAおよび日小連の定める登録規程による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。